

## 妙高中学校いじめ防止基本方針

### (1) はじめに

いじめは、それを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、時にはその生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。当校では、職員一人一人が「いじめは、どの子にも、どの学校にも起こり得る深刻な人権問題」と認識し、「いじめを決して見逃さない」という意識を共有して、いじめの防止等（いじめの防止、早期発見、早期対処）に連携・協力して取り組む。当校のいじめ防止等のための対策を効果的に推進するために、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第13条の規定と新潟県いじめなどの対策に関する条例（以下「県条例」という）に基づき、この「妙高市立妙高中学校 いじめ防止基本方針」（以下、「学校基本方針」という。）を策定する。

### (2) いじめの基本的なとらえ方

#### ① いじめの定義

##### 法第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係\*1にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響\*2を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

\*1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等で関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

\*2 「物理的な影響」とは、身体的な影響の他、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

イ 仲間はずれ、集団による無視。

ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

オ 金品をたかられる。

カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

ク パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等。

#### ② インターネットを通じて行われるいじめ（ネットいじめ）とは

パソコンや携帯電話・スマートフォン等を利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法によりいじめを行うものである。

### ③ ネットいじめの事例

- ア メールでのいじめ
- イ ブログでのいじめ
- ウ チェーンメールでのいじめ
- エ 学校非公式サイト（学校裏サイト）でのいじめ
- オ SNS から生じたいじめ
- カ 動画共有サイトでのいじめ

※ SNS・・・「ソーシャルネットワーキングサービス」の略。コミュニティ型の会員制の Web サイト

- 匿名性により、自分だと分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれる恐れがある。
- 掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
- 一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険がある。
- 写真に付加された位置情報（GPS）により、自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。

### ④ いじめ類似行為の定義

#### 県条例第 2 条 2 項

この条例において「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

具体的ないじめの類似行為の例は、以下のようなものがある。

インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など。

### ⑤ 基本理念

- ア いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- イ いじめはいじめられる側には非はないという認識をもつ。
- ウ いじめは人権侵害であり、いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- エ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- オ 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- カ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- キ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

### ⑥ 「いじめに係わる行為の解消」の定義

いじめは単に謝罪をもって容易に解消するとはできない。いじめ被害者に対する心理的または物理的な行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）がやんでいる状態が相当の期間（概ね 3 ヶ月を目安）継続していると共に本人と保護者の面談により、被害生徒がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められる状態になって、いじめの解消とする。

いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通す。また、いじめが解決したと思われる場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、継続して見守り、折りに触れて保護者等と連絡を取りながら、必要な支援を行う。

## (3) いじめの防止等のための組織の設置

### ① 設置の目的

法第 22 条を受け、当校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため「いじめ対策委員会」（以下、「対策委員会」という。）を設置する。

### ② 構成員

構成は、校長を長として、生徒指導主事、養護教諭他複数の教職員及びスクールカウンセラー一等を基本とし、校長が指名するものとする。

### ③ 役割

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善を進める上での中核となる。
- イ いじめの通報並びに相談窓口となる。
- ウ いじめの疑いに関する情報や問題行動などに係る情報を収集・整理する。
- エ いじめの疑いに関する情報があったときには速やかに会議を招集し、情報の迅速な共有、生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制、対応方針の決定、保護者との連携等について校内の中核となってその対応にあたる。

### (4) いじめの防止等のための具体的な取組

#### ① いじめの未然防止のための取組

##### ア 自他を認め合い、互いに協力し高め合う仲間づくり

いじめの未然防止のために、教師と生徒、生徒と生徒との信頼関係を築く。また、自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年・学校行事を計画的・組織的に展開する。

##### 【具体例】

- (ア) ALL 妙高あいさつ運動とタイアップした生徒会あいさつ運動
- (イ) いじめ見逃しゼロスクール強調月間（フレンドリースクール集会、1委員会1取組）
- (ウ) 各種行事（竹の子狩り遠足、妙陵体育祭、妙陵文化祭 等）
- (エ) ソーシャルスキルトレーニングやグループエンカウンターの実践
- (オ) 人権教育、同和教育強調月間 等

##### イ 道徳教育及び体験活動の充実

全教育活動を通して、生徒一人一人の道徳性を育成する。また、体験活動と道徳の時間を関連付けた指導の充実を図り、生徒の豊かな心を育成することにより、いじめの未然防止につなげる。

##### ウ 生徒や学級集団のきめ細かな把握

いじめの未然防止には教職員の気付きが重要な役割を果たす。個々の生徒の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高め、いじめの未然防止に向け、適切に対応する。

##### 【具体例】

- (ア) 生徒指導部会での生徒情報の共有
- (イ) 「心のお天気調べ」（毎週火曜終学活時に実施）
- (ウ) 年2回の教育相談の実施
- (エ) Q-Uアンケートの実施と結果の活用

##### エ 生徒に対する情報モラルに関する指導の徹底

生徒が陥りやすい心理（匿名性であれば…自分だと分からなければ…誰にも気付かず、見られていないから…あの子がやっているなら…動画共有サイトで目立ちたい…など）を踏まえて以下の点を理解させる。

##### 【具体例】

- (ア) 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- (イ) 匿名でも書き込みをした人は特定できること。
- (ウ) 違法情報や有害情報が含まれていること。
- (エ) 書き込みが原因で思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。
- (オ) 一度流出した情報は、簡単に回収できないこと。

オ 小中連携による情報交換と継続的な支援の推進

中学校入学前後に、いじめ事態や人間関係について詳細に小学校と情報交換を行い、小中連携して継続的な支援を推進する。

カ 保護者に対する啓発活動の実施

家庭においてもいじめ防止のための教育が行われるよう、学校だよりや学年だより等を通じて必要な情報を提供する。

キ ネットいじめに関する事項の保護者会等での周知

【具体例】

- (ア) 生徒のインターネット環境を管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において生徒を危険から守るためのルールづくりを行うこと。
- (イ) インターネットのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっている認識をもつこと。
- (ウ) 「ネット上のいじめ」は、生徒に深刻な影響を与えることを認識すること。
- (エ) 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気付けば、躊躇なく問いかけ、必要に応じて学校に相談すること。

② いじめの早期発見のための取組

ア 早期発見のための手立て

(ア) 日々の観察

休み時間や昼休み、放課後の雑談などの機会に生徒たちの様子に目を配る。生徒がいるところには教職員がいることを目指して、生徒と共に過ごす機会を積極的に設ける。また、集団の人間関係の変化などへの感性を高める。

(イ) 私の家庭学習ノート「あゆみ」の活用

担任と生徒・保護者が日頃から連絡を密にすることで、信頼関係が構築できる。気になる内容については、教育相談や家庭訪問を実施して迅速に対応する。

(ウ) 教育相談

年間2回の定期教育相談を設定するほか、日頃からチャンス相談を行い、生徒が気軽に相談できる環境を整える。また、スクールカウンセラーと連携するとともに、生徒・保護者がスクールカウンセラーと気軽に面談できる体制を確立する。

(エ) 「心のお天気調べ」アンケート

毎週、生徒の悩みや状態を把握するために生徒指導部が作成して実施する。集めた情報をもとに、必要に応じて教育相談を実施し、情報を全職員で共有する。

(オ) 関係機関（警察やネットパトロール委託業者）との連携

イ 相談しやすい環境づくりの推進

- (ア) 本人からの訴えには・・・心身の安全を保障し、事実関係や気持ちを傾聴する。
- (イ) 周りの生徒からの訴えには・・・いじめを訴えたことにより、その生徒への新たないじめの発生を防ぐ。情報の発信源は絶対に明かさないと伝える安心感をあたえる。
- (ウ) 保護者からの訴えには・・・日頃から保護者との信頼関係や情報交換を密にする。

文部科学省「平成23年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、中学校では、担任以外の教職員の発見が多いことから、教職員の情報共有の在り方が大切になる。また、本人からの訴えも増えるため、訴えがあったときの対応が重要になる。

ウ 教職員のいじめに気付く力を高めるために

生徒一人一人の立場に立ち、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。生徒の些細な言動や表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れる感性を高めることが求められる。そのために、共感的に生徒の心情や行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高める必要がある。

③ いじめへの対処

ア 教職員はいじめを認知したり通報を受けたりした場合は、抱え込まず、直ちに管理職に報告する。また、管理職は速やかに教育委員会に報告する。

イ 校長はいじめに関する報告を受けた場合には、直ちにいじめ対策委員会を招集し、その事態の全貌を明らかにするための方針を指示する。

ウ 校長又は教頭は、いじめが発生したことの一報を市教育委員会の生徒指導担当指導主事に入れ、概要を説明した上で指導を仰ぐ。また、必要に応じて報告書(上越教育事務所が示した様式)を作成し、市教育委員会に提出する。

エ ネットいじめが発生した場合、必要に応じて迅速な書き込み等の削除に努める。

オ いじめ対策委員は、手分けをして多方面から情報を収集し、いじめの全体像の把握に努める。

カ 被害生徒に対しては、速やかに安全を確保するとともに心のケアに努める。

キ 加害生徒に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。特に、いじめは重大な人権問題であることや相手の心の痛みを理解させ、今後の在り方を考えさせるよう努める。

ク 被害生徒の保護者に対しては即時家庭訪問を実施し、事態の報告をするとともに、学校管理下の事態である場合には謝罪して、今後の支援方針について理解を得る。

ケ 加害生徒の保護者に対しては、事態の詳細を説明して事態解決への指導方針について理解を得るとともに、被害生徒を訪問して謝罪するよう促す。

コ 被害生徒の心の傷が深い場合や、いじめの内容等が複雑な場合には、被害・加害生徒及びその保護者を一堂に集め、対策委員が立ち会った上で謝罪の会を設ける。

サ 周りの生徒に対しては、自らのこととしてこの問題をとらえさせ、いじめの傍観者にならず一歩踏み出す勇気がもてるように指導する。

シ いじめの事実はプライバシーに配慮しながらも、極力その他の生徒及び保護者に開示し、その後の事態発生防止のための契機とするよう努める。

ス いじめが暴力や金品のゆすり、恐喝等を伴う事態においては、重大事態ととらえ、警察や児童相談所と連携して対処する。

セ いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い、関係する生徒への支援を行うことにより、いじめの再発防止に努める。

ソ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(ア) いじめに係る行為が止んでいること(少なくとも3ヶ月を目安とする。)

(イ) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

(6) 重大事態への対処

① 重大事態の発生と報告

ア 重大事態の意味

(ア) いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・ 自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

(イ) いじめにより生徒が相当の期間\*学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

\*「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にこだわらず、重大事態ととらえる。

#### イ 重大事態の報告

学校は重大事態であると認知した場合、直ちに教育委員会へ報告する。

いじめを受けて重大事態に至ったという申立てが生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とはいえない。」と判断した場合であっても、重大事態が発生したものとして扱う。

#### ② 重大事態の調査

対策委員会は、教育委員会より派遣された指導主事等の支援を受け初期対応にあたる。その後、教育委員会より派遣された専門員と協働し、その対応にあたる。

#### ア いじめを受けた生徒からの聞き取りが可能な場合

被害生徒の心の安定を図るため当該生徒が信頼を置く教師を伴って、複数で情報収集にあたる。概して、更なるいじめを警戒して話したがらない傾向が見られることから、生徒の心身の安全の確保を最優先して聞き取り調査を実施する。同時に在籍生徒や教職員に対して組織的にアンケートや聞き取り調査を行い、被害生徒から得た情報と照合を図り、事態の全貌把握に努める。

#### イ いじめを受けた生徒からの聞き取りが不可能な場合

いじめを受けた生徒からの聞き取りが不可能な場合は、緊急学年集会等を開き事態を報告した上で、在籍生徒や教職員に対して組織的にアンケートや聞き取り調査を行う。同時に、被害生徒の保護者にも、十分な聞き取り調査を行う。収集した情報は照合を繰り返しつつ調査を実施し、事態の詳細な全貌解明に努める。

#### ウ いじめが犯罪行為に関わる場合

いじめが暴力や金品のゆすり、恐喝等、犯罪行為にあたる場合、速やかに被害生徒の保護者に被害届の提出を依頼し、警察や児童相談所と協力して調査を実施し、事態の全貌解明に努める。警察への相談・通報を検討する具体例は、次の通り。

| No. | 学校で起こり得る事案の例                            | 該当し得る犯罪             |
|-----|---|---------------------|
| 1   | ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。       | 暴行<br>(刑法第208条)     |
| 2   | 無理やりズボンを脱がす。                            |                     |
| 3   | 感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。 | 傷害<br>(刑法第204条)     |
| 4   | 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。                | 強制わいせつ<br>(刑法第176条) |
| 5   | 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。                  | 恐喝<br>(刑法第249条)     |
| 6   | 断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。       |                     |
| 7   | 靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。                      | 窃盗<br>(刑法第235条)     |
| 8   | 財布から現金を盗む。                              |                     |

|    |  |   |
|----|--|---|
| 9  | 自転車を壊す。  | 器物損壊等<br>(刑法第 261 条)                                      |
| 10 | 制服をカッターで切り裂く。  |   |
| 11 | 度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。                           | 強要<br>(刑法第 223 条)   |
| 12 | 本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。                              | 脅迫<br>(刑法第 222 条)   |
| 13 | 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。    | 名誉毀損、侮辱<br>(刑法第 230 条、<br>231 条)                          |
| 14 | 同級生に対して「死ぬ」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。                        | 自殺関与<br>(刑法第 202 条)                                       |
| 15 | 同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 | 児童ポルノ提供等<br>(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第 7 条) |
| 16 | 同級生の裸の写真・動画を友達 1 人に送信して提供する。                                   |   |
| 17 | 同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。                         |   |
| 18 | 友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。            |   |
| 19 | 元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。                           | 私事性的画像記録提供(リベンジポルノ)<br>(私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第 3 条)  |

### ③ 調査結果の提供及び報告

#### ア いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報提供

対策委員会は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、適時、適切な方法で情報を提供する。これらの情報の提供にあたっては、生徒のプライバシー保護に十分配慮する。

#### イ 教育委員会への報告

対策委員会は、専門委員と協働し迅速にいじめの全貌を整理し教育長に提出する。また校長は、いじめの全貌について時系列で詳細に整理し、今後の指導・支援方針計画を添えて教育委員会へ報告する。

### (8) 懲戒権の適切な行使について

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、いじめを受けた生徒の保護を第一に、いじめを行った生徒に対して適切な懲戒を加えることがある。その際は教育的配慮に留意し、生徒が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促していく。

### (9) 教職員の研修の充実

校内研修を計画的に実施し、いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図る。また、教職員一人一人が様々な生徒指導上のスキルを身に付けることを目的に、教職員の指導力やいじめ認知能力を高めるための研修、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施する。